

司法試験論文本試験問題(平成14年度～)

目次

平成14年度.....	1
平成15年度.....	5
平成16年度.....	8
平成17年度.....	11
平成18年度(2006年11月1日追加).....	14
平成19年度(2007年9月1日追加).....	18

平成 14 年度

【憲法】

第 1 問

A 市の市民である B は、A 市立図書館で雑誌を借り出そうとした。ところが、図書館長 C は、「閲覧用の雑誌、新聞等の定期刊行物について、少年法第 6 1 条に違反すると判断したとき、図書館長は、閲覧禁止にすることができる。」と定める A 市の図書館運営規則に基づき、同雑誌の閲覧を認めなかった。これに対し、B は、その措置が憲法に違反するとして提訴した。この事例に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

第 2 問

以下の各訴えについて、裁判所は司法権を行使することができるか。

1 国会で今制定されようとしている A 法律は明らかに違憲であるとして、成立前に無効の宣言をするよう求める訴え。

2 B 宗教の教義は明らかに憲法第 1 3 条の個人の尊重に反しているとして、その違憲確認を求めて C 宗教の信徒らが提起した訴え。

3 自衛隊は憲法第 9 条に違反する無効な存在であるとして、国に対して、自己の納税分中自衛隊に支出した額の返還を請求する訴え。

【民法】

第 1 問

A は、妻とともに、子 B（当時 1 8 歳）の法定代理人として、C に対し、B が祖父からの贈与により取得した甲土地を、時価の 5 0 0 万円で売却して引き渡し、所有権移転の登記をした。A は、妻の了解の下に、その売却代金を、A の D に対する 5 0 0 万円の債務の弁済に充てた。A は、D に弁済する際、甲土地の売却代金により弁済することを秘していたが、D は、そのことを知っていた。A が D に弁済した時、A 夫婦は無資力であった。その後、B は、成人した。

1 A 夫婦が売却代金を A の D に対する債務の弁済に充てるために甲土地を売却したものであり、C は、甲土地を買い受ける際、そのことを知っていた場合において、次の各問について論ぜよ。

(1) B は、C に対し、甲土地の返還を請求することができるか。

(2) C が B に対して甲土地を返還したとき、C は、B に対し、5 0 0 万円の支払を請求することができるか。

2 A 夫婦が売却代金を B の教育資金に用いるつもりで甲土地を売却したが、売却後に考えが変わり、売却代金を A の D に対する債務の弁済に充てた場合において、B は、D に対し、5 0 0 万円の支払を請求することができるかについて論ぜよ。

第 2 問

A は、2 0 歳の息子 B が資産もないのに無職でいることに日ごろから小言を言っていたところ、B が C から 5 0 0 万円の借金をしていることを知り、その借金を返済してやりたいと考えた。しかし、B は、「親の世話になりたくない。」と言って、これを拒否している。A が B の上記債務を消滅させてやるためには、いかなる法律的方法があるか。A C 間に新たな合意を必要としない場合と必要とする場合とに分けて論ぜよ。

【商法】

第 1 問

A は、個人で営んできた自動車修理業を会社形態で営むこととし、友人 D にも出資してもらい、甲株式会社を設立した。甲社は、取締役会及び監査役は置くが、会計参与及び会計監査人は置かないものとされ、

取締役には、Aのほか、以前からAに雇われていた修理工のB及びCが選任されるとともに、監査役には、Aの妻Eが選任され、また、代表取締役には、Aが選定された（以上の甲社成立までの手続には、何ら瑕疵はなかった。）

ところが、甲社では、取締役会が1回も開催されず、その経営は、Aが独断で行っていた。そのため、Aは、知人Fから持ち掛けられた事業拡張のための不動産の購入の話にも安易に乗ってしまい、Fに言われるまま、手付名目で甲社の資金3000万円をFに交付したところ、Fがこれを持ち逃げして行方不明となってしまい、その結果、甲社は、資金繰りに窮することとなった。

1 甲社の株主であるDは、A、B、C及びEに対し、会社法上、それぞれどのような責任を追及することができるか。

2 AがFに3000万円を交付する前の時点において、この事実を知った甲社の株主であるD及び監査役であるEは、Aに対し、会社法上、それぞれどのような請求をすることができたか。

第2問

大阪市内で電化製品販売業を営むY株式会社の代表取締役Aは、デジタルカメラの某人気機種を安値で大量に調達しようと考え、何度か取引をしたことのある「東京都内に本店のあるZ株式会社の大阪支店営業部長甲山一郎」と自称する人物（以下「B」という。）に対し、売主を探してきてほしい旨の依頼をしたところ、Bから、「Y社振出しの約束手形を所持していると仲介者として行動しやすい。売主との話がついたら返すから、取りあえず貸してほしい。」と言われたため、取引銀行から交付されていた統一手形用紙を用いて、その振出人欄に「Y社代表取締役A」と記名して銀行届出印ではない代表者印を押捺し、手形金額欄に「3,000,000円」と記入したものを、受取人欄、満期欄及び振出日欄を空白にしたまま、Bに交付した。

ところが、Bは、その受取人欄に「Z社大阪支店」と記入して満期欄と振出日欄も補充し、裏書人欄に「Z社大阪支店長甲山一郎」と記名捺印した上、これを割引のため金融業者Xに裏書譲渡し、その割引代金を持ったまま姿をくらました。その後の調査により、東京都内にZ社は実在するものの、同社には、大阪支店はなく、甲山一郎という氏名の取締役や従業員もいないことが判明した。

XがY社に対して手形金の支払を請求した場合、この請求は認められるか。

【刑法】

第1問

病院長である医師甲は、その病院に入院中の患者Xの主治医Aから、Xに対する治療方法についての相談を受けた。

Xに対して恨みをもっていた甲は、特異体質を持つXに特定のある治療薬を投与すれば副作用により死に至ることを知っていたことから、Aをしてその治療薬をXに投与させてXを殺害しようと考えた。そして、甲は、Aが日ごろから研修医乙に患者の検査等をすべて任せて乙からの報告を漫然と信用して投薬を行っていることを知っており、かつ、乙がAの指導方法に不満を募らせていることも知っていたので、AにXの特異体質に気付かせないままその治療薬を投与させるため、乙を仲間に引き入れることにした。

そこで、甲は、乙に対し、「Xに特異体質があるので、特定のある治療薬を投与すれば、Xは、死に至ることはないが、聴力を失う。」旨うそを言い、Aの治療行為を失敗させることによってAの信用を失わせようと持ち掛けた。すると、乙は、これを承諾し、甲に対し、「AからXの検査を指示されたときは、Aに『Xに特異体質はない。』旨うその報告をする。」と提案し、甲は、これを了承した。

その上で、甲は、Aに対し、その治療薬を投与してXを治療するよう指示した。そこで、Aは、乙に対し、Xの特異体質の有無について検査するよう指示したが、乙は、Xに対する検査をしないまま、Aに対し、「Xを検査した結果、特異体質はなかった。」旨報告した。

Aは、本来、自らXの特異体質の有無を確認すべき注意義務があり、もし、AがXの特異体質の有無を自ら確認していれば、Xの特異体質に気付いて副作用により死に至ることを予見し、その投薬をやめることができた。しかし、Aは、実際には、その確認をせず、軽率にも乙の報告を漫然と信用したため、Xの特異体質に気付かないまま、Xに対し、その治療薬を投与してしまった。その結果、Xは、副作用に基づく心不全により死亡した。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）

第2問

甲は、Xが個人として経営する電化製品販売店Y店舗において、同店舗の商品管理その他業務全般を統

括する店長乙に対し、不正に取得した信販会社 A 発行で名義人 B のクレジットカードを使用する正当な権限がないのに、これがあるように装って同カードを呈示し、30 万円のパーソナルコンピュータ 1 台の購入を申し込み、B 名義で売上票に署名し、これを乙に渡した。

乙は、売上票を受け取った後、甲が B とは別人であって甲に同カードを使用する正当な権限がないことに気付いた。しかし、乙は、低迷している Y 店舗の販売実績を上げるとともに店長としての地位を保とうと思い、甲に対する売上げを同カードによる正規の売上げとして処理することに決め、そのパーソナルコンピュータを甲に引き渡した。そして、乙は、信販会社 A の担当者 C に対し、B 名義の署名のある売上票を送付して、甲に対する売上げは同カードを使用する正当な権限のない者に対する売上げであるのに、同カードを使用する正当な権限のある者に対する売上げであるように装い、代金の立替払を請求し、その旨誤信した C をして、信販会社 A 名義の普通預金口座から X 名義の普通預金口座に 30 万円を振り込ませた。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）。

【民事訴訟法】

第 1 問

訴状の必要的記載事項の趣旨を明らかにした上で、その不備を理由とする訴状の却下について、その裁判の形式と効果を踏まえて、説明せよ。

第 2 問

株式会社 X は、Y との間で中古の機械を代金 300 万円で売り渡す旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、当該機械を Y に引き渡したが、Y が代金の支払をしないと主張して、Y に対し、本件売買契約に基づき代金 300 万円の支払を求める訴えを提起した。

この事例に関する次の各場合について答えよ。

1 Y は、第 1 回口頭弁論期日において、(1)「X との間で本件売買契約を締結したことは認めるが、契約締結後に当該機械の性能では購入の目的を達成することができないことが判明したから、本件売買契約は錯誤により無効である。」と主張した。ところが、第 2 回口頭弁論期日において、Y は、(2)「X と本件売買契約を締結したのは Y ではなく、Y が代表取締役をしている株式会社 Z である。」と主張した。

Y の(1)及び(2)の各主張の訴訟上の意味を明らかにした上で、(2)の主張の訴訟法上の問題点について論ぜよ。

2 Y が、第 1 回口頭弁論期日において、「X と本件売買契約を締結したのは Y ではなく、Y が代表取締役をしている株式会社 Z である。」と主張したため、X は、Y に対する訴えを取り下げた。その上で、X は、改めて Z を被告として同様の訴えを提起したところ、Y は、Z の代表取締役として、「X と本件売買契約を締結したのは Y であり、Z ではない。」と主張した。

裁判所は、Z の主張をどのように取り扱うべきか。

【刑事訴訟法】

第 1 問

警察官 A は、甲に対する覚せい剤譲渡被疑事件につき、捜索場所を甲の自宅である「X マンション 101 号室」、差し押さえるべき物を「取引メモ、電話番号帳、覚せい剤の小分け道具」とする捜索差押許可状を得て、同僚警察官らとともに、甲宅に赴いた。

玄関ドアを開けた甲に、A が捜索差押許可状を呈示して室内に入ったところ、その場にいた乙が、テーブル上にあった物をつかみ、それをポケットに入れると、ベランダから外に逃げ出した。これを見た A は、直ちに乙を追い掛け、甲宅から 300 メートルほど離れた路上で転倒した乙に追い付いた。A は、乙に対しポケット内の物を出すように要求したが、乙がこれを拒否したため、その身体を押さえ付けて、ポケット内を探り、覚せい剤粉末が入ったビニール袋を発見した。A は、乙を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、その覚せい剤入りビニール袋を差し押さえた。

以上の警察官の行為は適法か。

第 2 問

甲は、交差点において赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、歩行者を死亡させたとして、危険運転致死罪で起訴された。公判において、検察官は、事故を目撃した A を現場に立ち会わせて実施した実況見分の結果を記載した司法警察員作成の実況見分調書の証拠調べを請求したところ、甲の弁護士は、「不同意」との意見を述べた。

その実況見分調書には、道路の幅員、信号機の位置等交差点の状況、A が指示した自動車と被害者の衝突地点、甲の自動車が猛スピードで赤色信号を無視して交差点に進入してきた旨の A の供述、が記載されていた。

裁判所は、この実況見分調書を証拠として取り調べることができるか。

平成 15 年度

【憲 法】

第 1 問

以下の場合に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

- 1 再婚を希望する女性が、民法の再婚禁止期間規定を理由として婚姻届の受理を拒否された場合
- 2 女性のみに入學を認める公立高等学校の受験を希望する者が、男性であることを理由として願書の受理を拒否された場合

第 2 問

政党が民主政治において重要な役割を果たしていることにかんがみ、政党助成金の交付を受けるためには「党首を党員の選挙によって選出しなければならない」との条件を法律で定めたと仮定する。この法律の合憲性について論ぜよ。

【民 法】

第 1 問

酒屋を営む A は、飼育している大型犬の運動を店員 B に命じた。B が運動のために犬を連れて路上を歩いていたところ、自転車で走行していた C が運転を誤って自転車を犬に追突させ、驚いた犬は B を振り切って暴走した。反対方向から歩いてきた右足に障害のある D は、犬と接触しなかったものの、暴走する犬を避けようとして足の障害のために身体の安定を失って転倒し、重傷を負った。

D が A、B 及び C に対して損害賠償を請求できるかについて、それぞれに対する請求の根拠と、A、B 及び C の考えられる反論を挙げ、自己の見解を論ぜよ。

第 2 問

A は、B から登記簿上 330 平方メートルと記載されている本件土地を借り受け、本件土地上に自ら本件建物を建てて保存登記を行い、居住していた。A は、本件建物を改築しようと考え、市の建築課と相談し、敷地面積が 330 平方メートルならば希望する建物が建築可能と言われたため、本件土地を売ってくれるよう B に申し込み、B は、これを承諾した。売買契約では、3.3 平方メートル当たり 25 万円として代金額を 2500 万円と決め、A は、代金全額を支払った。

以上の事案について、次の問いに答えよ（なお、各問いは、独立した問いである。）。

1 本件土地の売買契約締結直後に、本件土地建物を時価より 1000 万円高い価格で買い受けたいという C の申込みがあったため、A は、C との間で本件土地建物の売買契約を締結した。しかし、専門業者の実測の結果、本件土地の面積が実際には 297 平方メートルであることが判明し、面積不足のために C の希望していた大きさの建物への建て替えが不可能であることが分かり、A C 間の売買契約は解除された。

2 数年後、B は、A への移転登記が未了であることを奇貨として、本件土地を D に売却しようと、「A はかつて賃借人だったが、賃料を支払わないため契約を解除した。」と虚偽の事実を告げた。D は、事情を確かめに A 方に出向いたが、全く話をしてもらえなかったため、B の言い分が真実らしいと判断し、本件土地を買い受け、移転登記をした。

A D 間の法律関係について論ぜよ。

【商 法】

第 1 問

次の各事例において、商法上、A 株式会社の取締役会の決議が必要か。ただし、A 会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律上の大会社又はみなし大会社ではないものとする。

1 A 会社の代表取締役 B が C 株式会社の監査役を兼任する場合において、A 会社が、C 会社の D 銀行に対する 10 億円の借入金債務について、D 銀行との間で保証契約を締結するとき。

2 A 会社の取締役 E が F 株式会社の発行済株式総数の 70 パーセントを保有している場合において、A 会社が、F 会社の G 銀行に対する 1000 万円の借入金債務について、G 銀行との間で保証契約を締結するとき。

3 ホテルを経営する A 会社の取締役 H が、ホテルの経営と不動産事業とを行う I 株式会社の代表取締役に就任して、その不動産事業部門の取引のみを担当する場合。

第 2 問

甲山一郎は、有名なテレビタレントであるが、同人の高校時代からの友人である A は、洋服店を開業することを計画し、その商号を「ブティック甲山一郎」としたいと考えた。そこで、A は、甲山に電話で、「今度、洋服店を始めたいが、その際に君の名前を使ってよいか。」と尋ねたところ、甲山は、「自分の名前が広まるのは大歓迎であり、どんどん使ってほしい。」と答えた。A は、「ブティック甲山一郎」の商号で洋服店を開業したものの、その後半年もしないうちに、持病が悪化したため、営業から引退することを考え、洋服店の営業を知人の B に譲渡することにした。A から営業譲渡を受けた B は、「甲山一郎ブティック」の商号で洋服店を開業した。

- 1 A の債権者である C は、甲山又は B に対して弁済を請求することができるか。
- 2 B の債権者である D は、甲山に対して弁済を請求することができるか。

【刑 法】

第 1 問

甲は、自宅で、知人 A と口論になり、激高してとっさに殺害することを決意し、部屋にあったクリスタルガラスの花瓶で A の後頭部を力任せに殴打した。A は、頭蓋骨を骨折する重傷を負い、その場にこん倒した。甲は、ぐったりとして動かなくなった A の様子を見て、A が死亡したものと考えた。その直後、友人乙が甲方を訪ねてきたので、甲は、事情を説明し、A の死体を山中に埋めることに力を貸してもらいたいと頼み、乙もこれを承諾した。そこで、甲及び乙は、甲の自動車の後部座席に A を運び入れ、甲が運転し、乙が A の横に座り、山中に向かった。その途中、A が一度身動きをしたことから、乙は、A が生きていることに気付いたものの、日ごろから A を快く思っていなかったため、このまま生き埋めにして殺してやろうと考え、甲には A が生きていることを伝えなかった。そして、山中で、甲及び乙は、一緒に穴を掘り、その中に A を投げ込み、土を掛けて埋めたため、A は、窒息して死亡した。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

第 2 問

甲は、20 年以上前から乙という名前で社会生活を営み、運転免許証も乙の名前で取得していた。ところが、甲は、乙名義で多重債務を負担し、乙名義ではもはや金融機関からの借入れが困難な状況に陥った。そこで、甲は、返済の意思も能力もないにもかかわらず、消費者金融 X 社から甲名義で借入れ名下に金員を得ようと企て、上記運転免許証の氏名欄に本名である「甲」と記載のある紙片をはり付けた上、X 社の無人店舗に赴き、氏名欄に「甲」と記載し、住所欄には現住所を記載した借入申込書を作成した。次いで、甲は、この借入申込書と運転免許証とを自動契約受付機のイメージスキャナー（画像情報入力装置）で読み取らせた。X 社の本社にいた係員 Y は、ディスプレイ（画像出力装置）上でこれらの画像を確認し、貸出限度額を 30 万円とする甲名義のキャッシングカードを同受付機を通して発行した。甲は、直ちにこのカードを使って同店舗内の現金自動支払機から 30 万円を引き出した。

甲の罪責を論ぜよ（ただし、運転免許証を取得した点については除く。）。

【刑事訴訟法】

第 1 問

警察官は、集団による連続強盗事件の犯行グループの一員である疑いの濃厚な甲の容ぼうと、甲宅に常時出入りする者の容ぼうを写真撮影してこれを被害者等に示し、犯人の特定を行おうと考えた。そこで、警察官は、甲宅向かいのビルの一室を借り受け、望遠レンズを装着したカメラを設置するとともに、そこから甲宅出入口付近の監視を継続し、自宅から路上に出てきた甲の容ぼうを撮影した。また、甲宅から出

てきて路上を歩行している乙の容ぼうも撮影した。
これらの写真撮影は適法か。

第 2 問

被告人甲及び乙は、強盗罪の共同正犯として起訴され、併合して審理されている。甲は、捜査・公判を通じて否認しており、乙は、捜査段階で甲と共同して犯行に及んだことを自白し、その旨の検察官面前調書が作成されているが、冒頭手続において否認した。この検察官面前調書は、どのような場合に甲に対する証拠とすることができるか。審理経過に言及しつつ論ぜよ。

【民事訴訟法】

第 1 問

訴訟手続の進行に関する民事訴訟法の原則と当事者意思の反映について論ぜよ。

第 2 問

甲は、乙に対し、乙所有の絵画を代金額 500 万円で買い受けたとして、売買契約に基づき、その引渡しを求める訴えを提起した。

次の各場合について答えよ。

1 甲の乙に対する訴訟の係属中に、乙は、甲に対し、この絵画の売買代金額は 1000 万円であるとして、その支払を求める訴えを提起した。

(1) 甲は、乙の訴えについて、反訴として提起できるのだから別訴は許されないと主張した。この主張は、正当か。

(2) 裁判所は、この二つの訴訟を併合し、その審理の結果、この絵画の売買代金額は 700 万円であると認定した。裁判所は、甲の請求について「乙は甲に対し、700 万円の支払を受けるのと引換えに、絵画を引き渡せ。」との判決をすることができるか。一方、乙の請求について「甲は乙に対し、絵画の引渡しを受けるのと引換えに、700 万円を支払え。」との判決をすることができるか。

2 甲の乙に対する訴訟において、「乙は甲に対し、500 万円の支払を受けるのと引換えに、絵画を引き渡せ。」との判決が確定した。その後、乙が、甲に対し、この絵画の売買代金額は 1000 万円であると主張して、その支払を求める訴えを提起することはできるか。

平成 16 年度

【憲 法】

第 1 問

13 歳未満の子供の親権者が請求した場合には、国は、子供に対する一定の性的犯罪を常習的に犯して有罪判決が確定した者で、請求者の居住する市町村内に住むものの氏名、住所及び顔写真を、請求者に開示しなければならないという趣旨の法律が制定されたとする。この法律に含まれる憲法上の問題点を論ぜよ。

第 2 問

公職選挙法第 10 条は、被選挙権を有する者を、衆議院議員については年齢満 25 年以上の者、参議院議員については年齢満 30 年以上の者と定めている。この規定の憲法上の問題点を論ぜよ。

また、同条を改正して、衆議院議員及び参議院議員のいずれも年齢満 35 年以上の者とした場合は、憲法上どのような問題が生じるか、論ぜよ。

【民 法】

第 1 問

A は B との間で、A 所有の土地上に 2 階建住宅を新築する工事について、請負代金を 2000 万円とし、内金 1000 万円は契約締結時に、残金 1000 万円は建物引渡し後 1 か月以内に支払うとの約定で請負契約を締結した。この事案について、以下の問いに答えよ。なお、各問いは独立した問いである。

1 A は、B が行ったコンクリートの基礎工事が不完全であるとして、B に工事の追完を求めたが、B は基礎工事に問題はないと主張してその後の工事を進めようとしている。A は B との契約関係を終了させるためにどのような主張をすることができるか。

2 A は、B に内金 1000 万円を支払い、B は約定の期日までに建物を完成させて A に引き渡した。ところが、屋根の防水工事の手抜きのため、引渡し後 1 週間目の大雨によって建物の 2 階の書斎に雨漏りが生じ、書斎内の A 所有のパソコン等が使い物にならなくなってしまった。雨漏りによるパソコン等の損害を 50 万円、屋根の補修工事に要する費用を 100 万円とした場合、A は B の請負残代金請求に対してどのような主張をすることができるか。

第 2 問

A は、B に 2000 万円の金銭を貸し付け、その担保として B の父親 C が所有する甲不動産（時価 2500 万円）に第 1 順位の抵当権の設定を受け、その旨の登記をした。B は支払期限までにその債務を弁済せずに行方をくらませた。

そこで、C は、この抵当権の実行を避けるため、A に対して複数回に分けて合計 800 万円を B に代わって弁済するとともに、残りの債務も代わって弁済する旨繰り返し申し出たので、A はその言を信じて B に対して上記貸金債権について特に時効中断の手続をとらないまま、支払期限から 10 年が経過した。他方、その間に、C に対して D が 1000 万円、E が 1500 万円の金銭を貸し付け、その担保として、甲不動産につきそれぞれ D が第 2 順位、E が第 3 順位の抵当権の設定を受け、いずれもその旨の登記を了した。

以上の事実関係の下で（C が無資力である場合も想定すること）、A が甲不動産に対して有する第 1 順位の抵当権設定登記の抹消を請求するため、E はいかなる主張をし、他方、A はこれに対していかなる反論をすることが考えられるかを指摘し、それぞれについて考察を加えよ。

【商 法】

第 1 問

P 株式会社の代表取締役 A は、第三者割当ての方法で、取引先 Q 株式会社に対し、発行価額 50 円で大

量に新株を発行した。P社株式の株価は、過去1年間1000円前後で推移していたが、この新株発行により、大幅に下落するに至った。ところで、この新株発行は、取締役会の決議を経てはいたが、株主総会の決議を経ないままされたものであった。

P社の株主Bは、商法上どのような手段をとることができるか。新株発行事項の公示（商法第280条ノ3ノ2）がされていなかった場合はどうか。

第2問

A株式会社の取締役である甲は、A社の代表取締役ではないにもかかわらず、代表取締役であった父親が死亡した際に、取締役会の決議を経ることのないまま、議事録を作成して、A社の代表取締役に就任した旨の登記をした。

甲は、振出人を「A株式会社代表取締役甲」とし、受取人をBとする約束手形をBに対して振り出した。さらに、Cは、この手形を裏書によりBから取得した。

Cは、どのような場合に、だれに対して手形金の支払を請求することができるか。

【刑法】

第1問

甲は、交際していたAから、突然、甲の友人である乙と同居している旨告げられて別れ話を持ち出され、裏切られたと感じて激高し、Aに対して殺意を抱くに至った。そこで、甲は、自宅マンションに帰るAを追尾し、A方玄関内において、Aに襲いかかり、あらかじめ用意していた出刃包丁でAの腹部を1回突き刺した。しかし、甲は、Aの出血を見て驚がくするとともに、大変なことをしてしまったと悔悟して、タオルで止血しながら、携帯電話で119番通報をしようとしたが、つながらなかった。刺されたAの悲鳴を聞いて奥の部屋から玄関の様子をうかがっていた乙は、日ごろからAを疎ましく思っていたため、Aが死んでしまった方がよいと考え、玄関に出てきて、気が動転している甲に対し、119番通報をしていないのに、「俺が119番通報をしてやったから、後のことは任せろ。お前は逃げた方がいい。」と強く申し向けた。甲は、乙の言葉を信じ、乙に対し、「くれぐれも、よろしく頼む。」と言って、その場から逃げた。乙は、Aをその場に放置したまま、外に出て行った。Aは、そのまま放置されれば失血死する状況にあったが、その後しばらくして、隣室に居住するBに発見されて救助されたため、命を取り留めた。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。）。

第2問

甲は、Aとの間で、自己の所有する自己名義の土地を1000万円でAに売却する旨の契約を締結し、Aから代金全額を受け取った。ところが、甲は、Aに対する所有権移転登記手続前に、Bからその土地を1100万円で買い受けた旨の申入れを受けたことから気が変わり、Bに売却してBに対する所有権移転登記手続をすることとし、Bとの間で、Aに対する売却の事実を告げずに申入れどおりの売買契約を締結し、Bから代金全額を受け取った。しかし、甲A間の売買の事実を知ったBは、甲に対し、所有権移転登記手続前に、甲との売買契約の解除を申し入れ、甲は、これに応じて、Bに対し、受け取った1100万円を返還した。その後、甲は、C銀行から、その土地に抵当権を設定して200万円の融資を受け、その旨の登記手続をし、さらに、これまでの上記事情を知る乙との間で、その土地を800万円で乙に売却する旨の契約を締結し、乙に対する所有権移転登記手続をした。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

【民事訴訟法】

第1問

弁論主義の下における証明責任の機能について、証明責任を負わない当事者の立証活動の在り方に関する規律に触れつつ、論ぜよ。

第2問

Xは、Yに対し、200万円の貸金債権（甲債権）を有するとして、貸金返還請求訴訟を提起したとこ

る、Yは、Xに対する300万円の売掛金債権(乙債権)を自働債権とする訴訟上の相殺を主張した。

この事例に関する次の1から3までの各場合について、裁判所がどのような判決をすべきかを述べ、その判決が確定したときの既判力について論ぜよ。

1 裁判所は、甲債権及び乙債権のいずれもが存在し、かつ、相殺適状にあることについて心証を得た。

2 Xは、「訴え提起前に乙債権を全額弁済した。」と主張した。裁判所は、甲債権が存在すること及び乙債権が存在したがその全額について弁済の事実があったことについて心証を得た。

3 Xは、「甲債権とは別に、Yに対し、300万円の立替金償還債権(丙債権)を有しており、訴え提起前にこれを自働債権として乙債権と対当額で相殺した。」と主張した。裁判所は、甲債権が存在すること並びに乙債権及び丙債権のいずれもが存在し、かつ、相殺の意思表示の当時、相殺適状にあったことについて心証を得た。

【刑事訴訟法】

第1問

警察官は、被疑者甲及び乙について、Aをナイフで脅迫し現金を奪った旨の強盗の被疑事実により逮捕状の発付を得た。

1 警察官は、甲を逮捕するためその自宅に赴いたが、甲は不在であり、同居している甲の妻から、間もなく甲は帰宅すると聞いた。そこで、警察官は、妻に逮捕状を示した上、甲宅内を捜索し、甲の居室でナイフを発見し、差し押さえた。この捜索差押えは適法か。

2 警察官は、乙の勤務先において逮捕状を示して乙を逮捕し、その場で、乙が使用していた机の引き出し内部を捜索したところ、覚せい剤が入った小袋を発見した。警察官はこれを押収することができるか。

第2問

現住建造物等放火の共同正犯として起訴された甲と乙は、公判廷において、いずれも公訴事実を否認している。検察官は、甲が捜査段階で警察官Aに対して「乙と一緒に放火した。」旨を述べた供述調書の取調べを請求した。これに対して、甲乙それぞれの弁護人が異議を述べた。審理の結果、警察官Aの取調べ中、否認していた甲に対して、Aが「甲と乙が火をつけるのを目撃した者がいる。」旨の虚偽の事実を告げたため、甲の上記供述がなされたことが判明した。

1 この供述調書を甲に対する証拠とすることができるか。

2 公訴事実に関する甲の被告人質問が行われる前に、甲が死亡したとする。この供述調書を乙に対する証拠とすることができるか。

平成 17 年度

【憲法】

第 1 問

酒類が致酔性・依存性を有する飲料であり、飲酒者自身の健康面に与える悪影響が大きく、酩酊者の行動が周囲の者に迷惑を及ぼすことが多いほか、種々の社会的費用（医療費の増大による公的医療保険制度への影響等）も生じることにかんがみて、次の内容の法律が制定されたとする。

1 飲食店で客に酒類を提供するには、都道府県知事から酒類提供免許を取得することを要する。酩酊者（アルコールの影響により正常な行為ができないおそれのある状態にある者）に酒類を提供することは当該免許の取消事由となる。

2 道路、公園、駅その他の公共の場所において管理者の許可なく飲酒することを禁止し、これに違反した者は拘留又は科料に処する。

この法律に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

第 2 問

裁判所法を改正して、「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、法律案を国会に提出することができる。」という規定を設けたと仮定する。この規定に含まれる憲法上の問題点について、内閣の法律案提出権の場合と比較して論ぜよ。

【民法】

第 1 問

工場用機械メーカー A は、B から工場用機械の製作を請け負い、これを製作して B に引き渡した。その工場用機械（以下「本件機械」という。）は、B が使用してみたところ、契約では 1 時間当たり 5000 個程度の商品生産能力があるとされていたのに、不具合があつて 1 時間当たり 2000 個程度の商品生産能力しかないと判明した。そこで、B は、直ちに本件機械の不具合を A に告げて修理を求めた。この事案について、以下の問いに答えよ。なお、各問いは独立した問いである。

1 B はこうした不具合があつたのでは本件機械を導入する意味がないと考えているが、本件機械を契約どおりの商品生産能力の機械とする修理は可能である。A が修理をしようとならないので、B は代金を支払っておらず、また、B には商品の十分な生産ができないことによる営業上の損害が発生している。この場合に、B の代金債務についての連帯保証人である C は、A からの保証債務の履行請求に対してどのような主張をすることができるか。

2 A が修理をしようとならないため、B はやむを得ず D に本件機械の修理を依頼し、D は修理を完了した。その後、B は、営業不振により高利貸からの融資を受ける状態になり、結局、多額の債務を残して行方不明となり、D への修理代金の支払もしていない。この場合に、A は本件機械の引渡しの際に B から代金全額の支払を受けているものとして、D は、A に対してどのような請求をすることができるか。

第 2 問

A は、B から 3000 万円を借り受け、その担保として A の所有する甲土地及び乙建物（後記の庭石を除いた時価合計 2900 万円）に抵当権を設定して、その旨の登記をした。甲土地の庭には、抵当権設定前から、庭石（時価 200 万円）が置かれていたが、抵当権設定登記後、A 宅を訪問した C は、同庭石を見て、それが非常に珍しい物であつたことから欲しくなり、A に同庭石を譲ってくれるよう頼んだところ、A は、これを了承し、C との間で同庭石の売買契約を締結し、同庭石は後日引き渡すことにした。この A C 間の売買契約を知った D は、日ごろより C を快く思っていなかったことから、専ら C に嫌がらせをする意図で、A との間で同庭石の売買契約を締結して、C が引渡しを受ける前に、A 立会いの下で同庭石を D 自らトラックに積んで搬出し、これを直ちに E に転売して、E に引き渡した。

この事案について、次の問いに答えよ。

1 C E 間の法律関係について論ぜよ。

2 B は、E に対して物権的請求権を行使したいが、その成立の根拠となる B の主張について考察せよ。

【商 法】

第 1 問

甲、乙及び丙株式会社（いずれも株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律上の委員会等設置会社ではない。）が定時株主総会において普通決議の方法でした次の各決議について、商法上どのような問題があるか論ぜよ。

1 甲社では、「本総会終結時に退任する取締役 A 及び監査役 B に対し当社の退職慰労金支給規程に従って退職慰労金を支給することとし、その具体的な金額、支給時期及び方法の決定は取締役会に一任する。」と決議した。

2 乙社では、1 年前の定時株主総会で任期 2 年、月額報酬 70 万円として選任されていた C 専務取締役について、取締役会決議によりその職務内容が非常勤取締役に変更されたため、「C の月額報酬を 7 万円に変更する。」と決議した。

3 丙社では、「取締役にストック・オプションとして行使価額の総額を 10 億円とし、目的たる株式を普通株式合計 10 万株とする新株予約権を付与することとし、その具体的な発行時期及び方法の決定は取締役会に一任する。」と決議した。

第 2 問

Z 株式会社の代表取締役 B は、X 銀行から、Z 社が融資を受ける条件として、信用のある第三者が裏書した約束手形を差し入れることを要求された。そこで、B は、高校時代からの友人である Y 株式会社甲支店の支店長 A に依頼し、Y 社を受取人、手形金額を 1000 万円、満期を平成 17 年 7 月 15 日とする Z 社振出しの約束手形に Y 社甲支店長 A との裏書を得たが、A は、手形の振出しや保証を行うことを Y 社の内規で禁じられていた。

B は、この手形を X 銀行に交付し、X 銀行は、その手形金額から満期までの利息を控除した金額を Z 社に貸し付けたが、Z 社は、当該借受金を返済することなく、平成 17 年 5 月 10 日に破産手続開始の申立てをし、同月 17 日、Z 社に対して破産手続開始の決定がされた。

X 銀行が同月 18 日に Y 社に対して手形金の支払を請求した場合、この請求は認められるか。

【刑 法】

第 1 問

甲は、自己の取引先である A 会社の倉庫には何も保管されていないことを知っていたにもかかわらず、乙の度胸を試そうと思い、何も知らない乙に対し、「夜中に、A 会社の倉庫に入って、中を探して金目の物を盗み出してこい。」と唆した。乙は、甲に唆されたとおり、深夜、その倉庫の中に侵入し、倉庫内を探したところ、A 会社がたまたま当夜に限って保管していた同社所有の絵画を見付けたので、これを手に持って倉庫を出たところで警備員 B に発見された。B が「泥棒」と叫びながら乙の身体をつかんできたので、乙は、逃げるため、B に対し、その腹部を強く蹴り上げる暴行を加えた。ちょうど、そのとき、その場を通りかかった乙の友人丙は、その事情をすべて認識し、乙の逃走を助けようと思って、乙と意思を通じた上で、丙自身が、B に対し、その腹部を強く殴り付け蹴り上げる暴行を加えた。乙は、その間にその絵画を持って逃走した。B は間もなく臓器破裂に基づく出血性ショックにより死亡したが、その臓器破裂が乙と丙のいずれの暴行によって生じたかは不明であった。

甲、乙及び丙の罪責を論ぜよ(ただし、特別法違反の点は除く。)

第 2 問

A 県 B 市内の印刷業者である甲は、知人で B 市総務部長として同市の広報誌の印刷発注の職務に従事している乙に現金を渡して同市が発注する広報誌の印刷を受注したいと考えていた。そうした折、甲は、同県内の土木建設業者である知人の丙から同県発注の道路工事をなるべく多く受注するための方法について相談を受けたので、この機会に丙の金を自己のために乙に渡すことを思い付き、乙に対し、「近いうちに使いの者に 80 万円を届けさせます。よろしくお願ひします。」と伝えたとこ、乙は、甲が 80 万円を届けさせることの趣旨を理解した上、これを了承した。一方、甲は、丙に対し、「県の幹部職員である乙に金を渡せば、道路工事の発注に際して便宜を図ってくれるはずだ。乙に 80 万円を届けなさい。」と言ったところ、これを信じた丙は、使者を介して乙に現金 80 万円を届けた。乙は、これが甲から話のあった金だと

思い、その金を受領した。

後日、丙は、甲が丙のためではなく甲自身のために乙に 80 万円を届けさせたことを知るに至り、甲に対して 80 万円の弁償を求めた。しかし、甲は、丙に対し、「そんなことを言うなら、おまえが 80 万円を渡して A 県の道路工事を受注しようとしたことを公表するぞ。そうすれば、県の工事を受注できなくなるぞ。」と申し向け、丙をしてその請求を断念させた。

甲、乙及び丙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）

【民事訴訟法】

第 1 問

控訴審における攻撃防御方法の提出に関する民事訴訟法の規律とその背景にある考え方について、第一審と控訴審との関係を踏まえて、論ぜよ。

第 2 問

甲は、A 土地を所有していると主張して、A 土地を占有している乙に対し、所有権に基づき A 土地の明渡しを求める訴えを提起し、この訴訟（以下「前訴」という。）の判決は、次のとおり、甲の請求認容又は甲の請求棄却で確定した。その後、次のような訴えが提起された場合（以下、この訴訟を「後訴」という。）、後訴において審理判断の対象となる事項は何か、各場合について答えよ。

1 甲の請求を認容した前訴の判決が確定したが、その後も乙が A 土地を明け渡さないため、甲は、再度、乙に対し、所有権に基づき A 土地の明渡しを求める訴えを提起した。

2 甲の請求を認容した前訴の判決が確定し、その執行がされた後、乙は、自分こそが A 土地の所有者であると主張して、甲に対し、所有権に基づき A 土地の明渡しを求める訴えを提起した。

3 甲の請求を棄却した前訴の判決が確定した。その後、丙が乙から A 土地の占有を譲り受けたため、甲は、丙に対し、所有権に基づき A 土地の明渡しを求める訴えを提起した。

【刑事訴訟法】

第 1 問

警察官 A は、覚せい剤の密売人と目される甲を覚せい剤譲渡の被疑者として通常逮捕し、その際、甲が持っていた携帯電話を、そのメモリーの内容を確認することなく差し押さえた。その上で、A が、無令状で、甲の携帯電話を操作して、そのメモリーの内容を精査したところ、同携帯電話のメモリー内に覚せい剤の仕入先と思われる人物からの受信電子メールが保存されており、同メールに、翌日の某所における覚せい剤売買の約束と思われる記載があった。

そこで、A が、同メールに記載された日時に待ち合わせ場所に赴いたところ、乙が近づいてきたので、A は、乙に対して、甲を名のった上で「約束の物は持ってきてくれましたか。」と言った。すると、乙は、A を甲と誤認して、覚せい剤を差し出したので、A は、乙を覚せい剤所持の容疑で現行犯逮捕した。

以上の A の行為は、適法か。

第 2 問

放火事件で起訴された被告人甲は、捜査・公判を通じて、「自分は犯人ではない。犯行現場には行ったこともない。」と述べて犯行を否認していたが、起訴前に、テレビ局のインタビューを受けたことがあり、当該インタビューにおいては、「放火があったとき、現場付近にいたことは確かだが、自分は犯人ではない。」と述べていた。捜査機関が、テレビ放映された当該インタビューをビデオテープに録画していたところ、検察官は、甲の犯行を立証するための証拠として、当該インタビューの内容を使用しようと考え、このビデオテープを証拠調べ請求した。

裁判所は、このビデオテープを証拠として採用できるか。

平成 18 年度（2006 年 11 月 1 日追加）

【憲法】

第 1 問

国会は、主に午後 6 時から同 11 時までの時間帯における広告放送時間の拡大が、多様で質の高い放送番組への視聴者のアクセスを阻害する効果を及ぼしているとの理由から、この時間帯における広告放送を 1 時間ごとに 5 分以内に制限するとともに、この制限に違反して広告放送を行った場合には当該放送事業者の放送免許を取り消す旨の法律を制定した。この結果、放送事業者としては、東京キー局の場合、1 社平均で数十億円の減収が見込まれている。この法律に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

第 2 問

A 市において、「市長は、住民全体の利害に重大な影響を及ぼす事項について、住民投票を実施することができる。この場合、市長及び議会は、住民投票の結果に従わなければならない。」という趣旨の条例が制定されたと仮定する。

この条例に含まれる憲法上の問題点について、「内閣総理大臣は、国民全体の利害に重大な影響を及ぼす事項について、国民投票を実施することができる。この場合、内閣及び国会は、国民投票の結果に従わなければならない。」という趣旨の法律が制定された場合と比較しつつ、論ぜよ。

【民法】

第 1 問

A は、B に対し、A 所有の甲絵画（時価 300 万円。以下「甲」という。）を 200 万円で売却して引き渡し、B は A に代金全額を支払った。B は、その 1 か月後、C に対し、甲を 300 万円で売却して引き渡し、C は B に代金全額を支払った。現在、甲は C が所持している。A B 間の売買は、B の詐欺によるものであったので、A は、B との売買契約を取り消し、C に対し甲の返還を求めた。

1 (1) A の取消しが B C 間の売買契約よりも前になされていた場合、A C 間の法律関係はどうなるか。考えられる法律構成を 2 つ示し、両者を比較しつつ、論ぜよ。

(2) (1) の場合において、C が甲を A に返還しなければならないとき、B C 間の法律関係はどうなるか。

2 A の取消しが B C 間の売買契約よりも後になされた場合、A C 間の法律関係はどうなるか。考えられる法律構成を 2 つ示し、両者を比較しつつ、論ぜよ。なお、これらの構成は、1 (1) で示した 2 つの構成と同じである必要はない。

第 2 問

A は、B 所有名義で登記されている建物（以下「本件建物」という。）を B から賃借して引渡しを受け、本件建物で店舗を営んでいる。A は、賃借に当たって B に敷金を支払い、賃料も B に遅滞なく支払ってきた。ところが、本件建物は、真実は B の配偶者である C の所有であり、C が B に対し、B の物上保証人として本件建物に抵当権を設定する代理権を付与し登記に必要な書類を交付したところ、B が、C に無断で B 名義に所有権移転登記を経由した上、A に賃貸したものであった。

以上の事案について、次の問いに答えよ（なお、各問いは、独立した問いである。）

1 A が本件建物を賃借してから 1 年後に、A は、その事実を知った C から本件建物の明渡しを請求された。A は、C に対し、どのような主張をすることが考えられるか。

2 A は、本件建物が B の所有でないことを知った後、C に対して B との賃貸借契約が当初から有効であることを認めてほしいと申し入れたものの、C は、これを拒絶した。その後、C が死亡し、B が C を単独相続したところ、B は、A が本件建物を賃借してから 1 年後に、A に対し本件建物の明渡しを請求した。

(1) A は、B に対し、B が C を単独相続したことを理由に本件建物の明渡しを拒絶することができるか。

(2) 仮に(1)の理由で明渡しを拒絶することができないとすれば、A は、B に対し、どのような主張をすることができるか。特に敷金の返還を受けるまで本件建物の明渡しを拒絶すると主張することができるか。

【商 法】

第 1 問

A は、個人で営んできた自動車修理業を会社形態で営むこととし、友人 D にも出資してもらい、甲株式会社を設立した。甲社は、取締役会及び監査役は置くが、会計参与及び会計監査人は置かないものとされ、取締役に、A のほか、以前から A に雇われていた修理工の B 及び C が選任されるとともに、監査役に、A の妻 E が選任され、また、代表取締役に、A が選定された（以上の甲社成立までの手続には、何ら瑕疵はなかった。）

ところが、甲社では、取締役会が 1 回も開催されず、その経営は、A が独断で行っていた。そのため、A は、知人 F から持ち掛けられた事業拡張のための不動産の購入の話にも安易に乗ってしまい、F に言われるまま、手付名目で甲社の資金 3 0 0 0 万円を F に交付したところ、F がこれを持ち逃げして行方不明となってしまい、その結果、甲社は、資金繰りに窮することとなった。

1 甲社の株主である D は、A、B、C 及び E に対し、会社法上、それぞれどのような責任を追及することができるか。

2 A が F に 3 0 0 0 万円を交付する前の時点において、この事実を知った甲社の株主である D 及び監査役である E は、A に対し、会社法上、それぞれどのような請求をすることができたか。

第 2 問

大阪市内で電化製品販売業を営む Y 株式会社の代表取締役 A は、デジタルカメラの某人気機種を安値で大量に調達しようと考え、何度か取引をしたことのある「東京都内に本店のある Z 株式会社の大阪支店営業部長甲山一郎」と自称する人物（以下「B」という。）に対し、売主を探してきてほしい旨の依頼をしたところ、B から、「Y 社振出しの約束手形を所持していると仲介者として行動しやすい。売主との話がついたら返すから、取りあえず貸してほしい。」とされたため、取引銀行から交付されていた統一手形用紙を用いて、その振出人欄に「Y 社代表取締役 A」と記名して銀行届出印ではない代表者印を押捺し、手形金額欄に「3, 0 0 0, 0 0 0 円」と記入したものを、受取人欄、満期欄及び振出日欄を空白にしたまま、B に交付した。

ところが、B は、その受取人欄に「Z 社大阪支店」と記入して満期欄と振出日欄も補充し、裏書人欄に「Z 社大阪支店長甲山一郎」と記名捺印した上、これを割引のため金融業者 X に裏書譲渡し、その割引代金を持ったまま姿をくらました。その後の調査により、東京都内に Z 社は実在するものの、同社には、大阪支店はなく、甲山一郎という氏名の取締役や従業員もいないことが判明した。

X が Y 社に対して手形金の支払を請求した場合、この請求は認められるか。

【刑 法】

第 1 問

病院長である医師甲は、その病院に入院中の患者 X の主治医 A から、X に対する治療方法についての相談を受けた。

X に対して恨みをもっていた甲は、特異体質を持つ X に特定のある治療薬を投与すれば副作用により死に至ることを知っていたことから、A をしてその治療薬を X に投与させて X を殺害しようと考えた。そして、甲は、A が日ごろから研修医乙に患者の検査等をすべて任せて乙からの報告を漫然と信用して投薬を行っていることを知っており、かつ、乙が A の指導方法に不満を募らせていることも知っていたので、A に X の特異体質に気付かせないままその治療薬を投与させるため、乙を仲間に引き入れることにした。

そこで、甲は、乙に対し、「X に特異体質があるので、特定のある治療薬を投与すれば、X は、死に至ることはないが、聴力を失う。」旨うそを言い、A の治療行為を失敗させることによって A の信用を失わせようと思い掛けた。すると、乙は、これを承諾し、甲に対し、「A から X の検査を指示されたときは、A に『X に特異体質はない。』旨うその報告をする。」と提案し、甲は、これを了承した。

その上で、甲は、A に対し、その治療薬を投与して X を治療するよう指示した。そこで、A は、乙に対し、X の特異体質の有無について検査するよう指示したが、乙は、X に対する検査をしないまま、A に対し、「X を検査した結果、特異体質はなかった。」旨報告した。

A は、本来、自ら X の特異体質の有無を確認すべき注意義務があり、もし、A が X の特異体質の有無を

自ら確認していれば、Xの特異体質に気付いて副作用により死に至ることを予見し、その投薬をやめることができた。しかし、Aは、実際には、その確認をせず、軽率にも乙の報告を漫然と信用したため、Xの特異体質に気付かないまま、Xに対し、その治療薬を投与してしまった。その結果、Xは、副作用に基づく心不全により死亡した。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）

第2問

甲は、Xが個人として経営する電化製品販売店Y店舗において、同店舗の商品管理その他業務全般を統括する店長乙に対し、不正に取得した信販会社A発行で名義人Bのクレジットカードを使用する正当な権限がないのに、これがあるように装って同カードを呈示し、30万円のパーソナルコンピュータ1台の購入を申し込み、B名義で売上票に署名し、これを乙に渡した。

乙は、売上票を受け取った後、甲がBとは別人であって甲に同カードを使用する正当な権限がないことに気付いた。しかし、乙は、低迷しているY店舗の販売実績を上げるとともに店長としての地位を保とうと思い、甲に対する売上げを同カードによる正規の売上げとして処理することに決め、そのパーソナルコンピュータを甲に引き渡した。そして、乙は、信販会社Aの担当者Cに対し、B名義の署名のある売上票を送付して、甲に対する売上げは同カードを使用する正当な権限のない者に対する売上げであるのに、同カードを使用する正当な権限のある者に対する売上げであるように装い、代金の立替払を請求し、その旨誤信したCをして、信販会社A名義の普通預金口座からX名義の普通預金口座に30万円を振り込ませた。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）

【民事訴訟法】

第1問

訴状の必要的記載事項の趣旨を明らかにした上で、その不備を理由とする訴状の却下について、その裁判の形式と効果を踏まえて、説明せよ。

第2問

株式会社Xは、Yとの間で中古の機械を代金300万円で売り渡す旨の契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、当該機械をYに引き渡したが、Yが代金の支払をしないと主張して、Yに対し、本件売買契約に基づき代金300万円の支払を求める訴えを提起した。

この事例に関する次の各場合について答えよ。

1 Yは、第1回口頭弁論期日において、(1)「Xとの間で本件売買契約を締結したことは認めるが、契約締結後に当該機械の性能では購入の目的を達成することができないことが判明したから、本件売買契約は錯誤により無効である。」と主張した。ところが、第2回口頭弁論期日において、Yは、(2)「Xと本件売買契約を締結したのはYではなく、Yが代表取締役をしている株式会社Zである。」と主張した。

Yの(1)及び(2)の各主張の訴訟上の意味を明らかにした上で、(2)の主張の訴訟法上の問題点について論ぜよ。

2 Yが、第1回口頭弁論期日において、「Xと本件売買契約を締結したのはYではなく、Yが代表取締役をしている株式会社Zである。」と主張したため、Xは、Yに対する訴えを取り下げた。その上で、Xは、改めてZを被告として同様の訴えを提起したところ、Yは、Zの代表取締役として、「Xと本件売買契約を締結したのはYであり、Zではない。」と主張した。

裁判所は、Zの主張をどのように取り扱うべきか。

【刑事訴訟法】

第1問

警察官Aは、甲に対する覚せい剤譲渡被疑事件につき、捜索場所を甲の自宅である「Xマンション101号室」、差し押さえるべき物を「取引メモ、電話番号帳、覚せい剤の小分け道具」とする捜索差押許可状を得て、同僚警察官らとともに、甲宅に赴いた。

玄関ドアを開けた甲に、Aが捜索差押許可状を呈示して室内に入ったところ、その場にいた乙が、テー

ブル上にあった物をつかみ、それをポケットに入れると、ベランダから外に逃げ出した。これを見た A は、直ちに乙を追い掛け、甲宅から 300メートルほど離れた路上で転倒した乙に追い付いた。A は、乙に対しポケット内の物を出すように要求したが、乙がこれを拒否したため、その身体を押さえ付けて、ポケット内を探り、覚せい剤粉末が入ったビニール袋を発見した。A は、乙を覚せい剤所持の現行犯人として逮捕し、その覚せい剤入りビニール袋を差し押さえた。

以上の警察官の行為は適法か。

第 2 問

甲は、交差点において赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、歩行者を死亡させたとして、危険運転致死罪で起訴された。公判において、検察官は、事故を目撃した A を現場に立ち会わせて実施した実況見分の結果を記載した司法警察員作成の実況見分調書の証拠調べを請求したところ、甲の弁護士は、「不同意」との意見を述べた。

その実況見分調書には、道路の幅員、信号機の位置等交差点の状況、A が指示した自動車と被害者の衝突地点、甲の自動車が猛スピードで赤色信号を無視して交差点に進入してきた旨の A の供述、が記載されていた。

裁判所は、この実況見分調書を証拠として取り調べることができるか。

平成 19 年度 (2007 年 9 月 1 日追加)

【憲法】

第 1 問

A 市では、条例で、市職員の採用に当たり、日本国籍を有することを要件としている。この条例の憲法上の問題点について、市議会議員の選挙権が、法律で、日本国籍を有する者に限定されていることと対比しつつ、論ぜよ。

5 章 4 節 4
13 章 1 節 2 【4】

第 2 問

「内閣は、条約を締結する際、その条約の合憲性について、最高裁判所の見解を求めることができる。最高裁判所が違憲であるとの見解を示した場合は、内閣はその条約を締結することはできない。」という趣旨の法律が制定されたと仮定する。この法律に含まれる憲法上の問題点について論ぜよ。

18 章 2 節 3 【1】
23 章 1 節 4 【2】²
(17 章 3 節 1 (6))

【民法】

第 1 問

買主 X は、売主 A との間で、A が所有する唯一の財産である甲土地の売買契約を締結した。ところが、X が A から所有権移転登記を受ける前に、A は、B に対して、甲土地について贈与を原因とする所有権移転登記をした。

『物権法』
2 章 2 節 2
2 章 3 節 2 【2】
2 章 4 節 2
2 章 4 節 5

1 上記の事案において、(1) A B 間の登記に合致する贈与があった場合と、(2) A B 間に所有権移転の事実はなく A B 間の登記が虚偽の登記であった場合のそれぞれについて、X が、B に対して、どのような権利に基づいてどのような請求をすることができるかを論ぜよ。

『債権総論』
5 章 2 節

2 上記の事案において、B は、甲土地について所有権移転登記を取得した後、C に対して、甲土地を贈与し、その旨の所有権移転登記をした。

『民法総則』
5 章 2 節 3

この事案において、(1) A B 間の登記に合致する贈与があった場合と、(2) A B 間に所有権移転の事実はなく A B 間の登記が虚偽の登記であった場合のそれぞれについて、X が、C に対して、どのような権利に基づいてどのような請求をすることができるかを論ぜよ。

第 2 問

A は、平成 18 年 4 月 1 日に、A が所有する建物（以下「本件建物」という。）を B に「賃貸期間平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月末日までの 3 年間、賃料月額 100 万円、敷金 500 万円」の約定で賃貸し、B は、敷金 500 万円を A に支払い、本件建物の引渡しを受けた。B は、平成 19 年 4 月 1 日に、A の承諾を得て、本件建物を C に「賃貸期間平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月末日までの 2 年間、賃料月額 120 万円、敷金 600 万円」の約定で転貸し、C は、敷金 600 万円を B に支払い、本件建物の引渡しを受けた。その後、平成 19 年 7 月 1 日に、A と B は、両者間の本件建物に関する建物賃貸借契約を合意解約すること、及び合意解約に伴って A が B の地位を承継し、C に対する敷金の返還は A において行うとともに、平成 19 年 8 月分以降の賃料は A が C から収受することを合意した。そして、B は、A に預託した敷金 500 万円の返還を受けて、C から預託を受けた敷金 600 万円を A に交付するとともに、C に対して、A B 間の上記合意により平成 19 年 8 月分以降平成 21 年 3 月分までの C に対する賃料債権全額を A に譲渡した旨を通知した。

『債権各論』
2 章 6 節 4 【5】⁵ 【4】
2 【1】

以上の事案において、C が A B 間の建物賃貸借契約の合意解約に同意しない場合、C に対する賃貸人が A と B のいずれであるかについてどのような法律構成が考えられるか、また、C に対して敷金返還債務を負担する者がだれかについてどのような法律構成が考えられるかに言及しつつ、B C 間及び A C 間の法律構成を論ぜよ。

【商 法】

第 1 問

甲株式会社は、ホテル業を営む取締役会設置会社であり、代表取締役会長 A 及び代表取締役社長 B のほか、B の配偶者 C、弟 D 及び A の知人 E が取締役に就任している。

8 章 9 節 1 2

8 章 4 節 3

8 章 4 節 5

乙株式会社は、不動産業を営む取締役会設置会社であり、代表取締役 C のほか、B 及び D が取締役に就任している。

B は、大量の不稼動不動産を抱えて業績が悪化した乙社を救済するため、同社の所有する土地（以下「本件土地」という。）を甲社に 5 億円で売却しようと考え、その承認のための甲社取締役会を招集した。入院中の A を除いた B、C、D 及び E の 4 名が出席して取締役会が開催され、当該取締役会において、B が本件土地の売買についての重要な事実を開示してその承認を求めたところ、E から 5 億円の価格に難色が示されたものの、B からバブル時代の土地価格を考えれば 5 億円の価格は決して高くないとの発言があっただけで、価格の相当性について議論がされることはなく、C を議決に加えずに採決が行われた結果、E は棄権したが、B 及び D の賛成により本件土地の購入が承認された。

そして、B は、甲社を代表して、乙社との間で本件土地を 5 億円で買い受ける売買契約を締結し、所有権移転登記手続と引換えに代金 5 億円を支払い、さらに、遅滞なく、本件土地の売買についての重要な事実を甲社の取締役全員が出席する取締役会で報告した。

その後、上記売買契約当時の本件土地の価格は、高く見積もっても 3 億円を超えないことが判明した。

甲社は、A、B、C、D 及び E に対し、それぞれどのような責任を追及することができるか。

第 2 問

運送業を営む A 株式会社は、小規模で同業を営んでいる B 株式会社に自らの業務の一部を委託していた。B 社では、これまで自らの商号によってその事業を行ってきたものの、仕事を得ることが難しくなってきた。そこで、A 社は、B 社の代表取締役 C に対し、「A 社副社長」の肩書を付した名刺の使用を許諾し、さらに、B 社は、事務所に A 社の商号を表示した看板も掲げて事業を行うようになった。

『会社法』

2 章 3 節 2 【3】

8 章 4 節 4 【5】

8 章 9 節 1

その後、B 社は、次第に資金繰りが悪化し、事業の継続が事実上困難となってきたが、C は、上記の名刺を用いて、D から B 社の事業に用いている自動車の部品を 100 万円で購入し、D は、B 社の上記事務所において、相手方を A 社と誤認して、当該部品を引き渡した。しかし、その代金は、D に支払われなかった。

D は、A 社、B 社及び C に対し、それぞれどのような責任を追及することができるか。

【刑 法】

第 1 問

甲、乙及び丙は、事故死を装って X を殺害しようと考え、丙が X を人けのない港に呼び出し、3 名で X に薬剤をかがせて昏睡させ、昏睡した X を海中に投棄して殺害することを話し合っ て決めた。そこで、丙は、X に電話をかけ、港に来るよう告げたところ、X はこれを了承した。その後、丙は、このまま計画に関与し続けることが怖くなったので、甲に対し、電話で「待ち合わせ場所には行きません。」と言ったところ、甲は、「何を言っているんだ。すごい。」と答えた。しかし、丙が待ち合わせ場所である港に現れなかったため、甲及び乙は、もう丙はこないものと思い、待ち合わせ場所に現れた X に薬剤をかがせ昏睡させた。乙は、動かなくなった X を見て、かわいそうになり、甲に X 殺害を思いとどまるよう懇請した。これを聞いて激怒した甲は、乙を殴ったところ、乙は転倒し、頭を打って気絶した。その後、甲は、X をでき死させようと岸壁から海中に投棄した。なお、後日判明したところによれば、X は、乙が懇請した時には、薬剤の作用により既に死亡していた。

『刑法総論』

8 章 2 節 2 (4)

6 章 1 節 1

8 章 1 節 2 【2】

19 章 2 節 2

23 章 4 節 2

甲、乙及び丙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）

第 2 問

甲は、交番で勤務する警察官 X に恨みを抱いていたことから、X を困らせるため、X が仕事で使っている物を交番から持ち出し、仕事に支障を生じさせようと考えた。そこで、甲は、X が勤務する交番に行き、制帽を脱いで業務日誌を書いている X に対し、「その道で交通事故があって人が倒れています。」とうそを言った。これを信じた X は、制帽と業務日誌を机の上に置いたまま、事故現場に急行するため慌てて交番から出て行ったので、甲は、翌日まで自宅に隠しておいた後返還するつもりで、交番内から X の制帽と業務日誌を持ち出し、自宅に持ち帰った。

『刑法各論』
3 章 2 節 3
4 章 1 節 4
4 章 6 節 5
4 章 6 節 2
4 章 8 節 4
4 章 5 節 2

その日の夜、甲は、知人の乙と会い、「警察官を困らせるために交番から制帽と業務日誌を持ち出してきたが、もういいから、明日こっそり交番に返しておいてくれ。」と言ったところ、乙が、甲に対し、「警察官の制帽なら高く売れるよ。」と言ったので、甲は、業務日誌だけを乙に渡し、制帽については、X に返すのをやめ、後に売るために自宅に保管しておくことにした。翌日、乙は、この業務日誌を持って交番に向かったが、その途中、このまま返すのが惜しくなり、この機会に X に金を出させようと思った。そこで、乙は、交番に着くと、X に対し、「この業務日誌を拾った。マスコミに持って行かれたら困るだろう。10 万円出せば返してやる。」と言ったが、X は、これに応じなかった。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（ただし、特別法違反の点は除く。）

【民事訴訟法】

第 1 問

裁判所が争点整理又は事実認定に関して専門家の協力を必要と認めるときに、これを可能にするため民事訴訟法が定める方法について、各方法の目的及び内容の相違を明らかにしながら論ぜよ。

10 章 1 節 1 2 3
11 章 5 節 2 【4】
3 章 3 節 4

第 2 問

甲は、乙に対して貸金債権を有しているとして、乙に代位して、乙が丙に対して有する売買代金債権の支払を求める訴えを丙に対して提起した。

1 甲の乙に対する貸金債権の存否に関する裁判所の審理は、どのようにして行われるか。

7 章 1 節 3

2 乙の丙に対する売買代金債権が弁済により消滅したことが明らかになった場合、裁判所は、その段階で、甲の乙に対する貸金債権の存否の判断を省略して、直ちに甲の丙に対する請求を棄却する判決をすることができるか。

7 章 1 節 4

3 裁判所は、甲の乙に対する貸金債権は存在し、乙の丙に対する売買代金債権は弁済により消滅したと判断して、甲の丙に対する請求を棄却する判決を言い渡し、その判決が確定した。当該貸金債権が存在するとの判断が誤っていた場合、この判決の既判力は乙に及ぶか。

13 章 3 節 4
7 章 3 節 4
15 章 3 節 1 【5】

【刑事訴訟法】

第 1 問

警察官 A は、住居侵入被害発生 of 110 番通報を受け、被害者 B 女方に赴いた。5章3節²【2】
B の説明は、「私はこの家に一人で住んでいます。先ほど居間で夕食をとっている
5章4節²【2】
と見知らぬ男がかぎの掛かっている玄関から居間に上がり込んできました。
悲鳴を上げるとその男は何もせずに逃げて行きましたので、すぐに 110 番しま
した。」というものであった。

そこで、A は、B とともに付近を捜したところ、上記通報から約 30 分後に、
B 方から約 200 メートル離れたコンビニエンスストアで雑誌を立ち読みして
いる男性甲を B が認め、「あの男です。」と指示した。その直後、甲が同店から
出てきたので、A は、同店前路上において、甲に対し職務質問を開始した。甲の
外見からは本件住居侵入を犯したことをうかがわせる証跡は認められなかった
ものの、甲が A の質問には何も答えずに立ち去ろうとしたことから、A は、同所
で、甲を本件住居侵入の現行犯人として逮捕した。さらに、A は、その場で甲の
身体を捜索し、着衣のポケットからカメラ機能付携帯電話、名義の異なる複数の
クレジットカード及び注射器を発見したため、これらを差し押さえた。

以上の A の行為は適法か。

第 2 問

検察官は、甲を、「被告人は、乙と共謀の上、平成 19 年 3 月 4 日、東京都内
6章2節²【3】
の X 公園駐車場の自動車内で、殺意をもって、被告人において、A に対し、その
11章3節³【1】
頸部をロープで絞め付け、よって、そのころ、同所で、A を窒息死させたもので
7章2節³
ある。」との事実で起訴した。甲は、公判において、「自分はその場にいたが、犯
行に関与しておらず、本件は、乙とは別の男がやった。その男の名前は知らない。」
旨弁解して無罪を主張した。

証拠調べの結果、裁判所は、乙とは断定できないが、現場に共犯者がおり、こ
れと甲が共謀したことは明らかであるとして、「被告人は、氏名不詳者と共謀の
上、平成 19 年 3 月 4 日、東京都内の X 公園駐車場の自動車内で、殺意をもって、
被告人又は上記氏名不詳者あるいはその両名において、A に対し、その頸部をロ
ープで絞め付け、よって、そのころ、同所で、A を窒息死させたものである。」
との事実を認定し、有罪判決を言い渡した。

以上の手続における問題点について論ぜよ。